

常願寺川改修工事における工区の設定と監督者の経歴*

Construction division and supervisor's career in repair work of Jyoutanji river

貴堂 巖**

By Iwao Kido

概 要

明治期に富山県がオランダ人技師デ・レーケの指導で行った常願寺川河身改修工事は、基本計画の内容、国庫補助の投入に至るまでの経緯等については、多くの研究がある。しかしながら、富山県と請負業者の施工管理体制など実務面では不明な事柄が多い。また、土木工学の教育が普及していない明治初期において、工事に参加した現場実務者たちが、どのような経歴を経て土木工学の技倆を習得していたのか不明である。ここでは、研究者にあまり注目されていない、埋もれている公文書や地元住民が遺した史料から、当時の現場の状況を掘り起こすとともに、どのような経歴の技手が、この工事の遂行に尽力したのかを検証する。

1. はじめに

常願寺川の河身改修工事については、従来、改修区間を5方面(工区)に分割して施工されたと考えられていた^{1),2)}。しかし、これらの文献で表われる方面の範囲からは、全改修区間、約20kmを網羅しないことや、富山県が発令した人事関係の文書から、8方面に分けられて施工された³⁾。しかしながら、河川改修区間を方面ごとに分割し、表示した図面が不明のため、方面位置を特定できない状態である。ここでは、当時の諸史料を整理して、各方面位置の特定を試みる。また、現場監督者の一人、志道政亮は、複数の方面監督長を兼務し、有能さが窺えるが、どのような経歴を生かして急流荒廃河川である常願寺川の改修工事をやり遂げたのかを検証する。

志道政亮については、国立公文書館と富山公文書館に異なった時期に作成された彼の履歴書が存在していたので、それに従い、常願寺川改修工事に参加するまでの数奇な運命と改修工事での活躍を紹介する。

2. 方面の位置の特定

(1) 方面の位置を特定する意義

富山県議会議事録、西師意の論文、当時の新聞等には、第○方面と表現されている記述がみられるが、位置と、どの堤防に該当するのかが不明である。方面位置を特定できれば、これらの記述内容が理解しやすく、また河口からの距離、堤防位置等を具体的にイメージでき、当時の治水工事の施工内容を知る際の手懸かりになる。

(2) 方面と地名・堤防を関連づける史料

公的な史料としては「明治25年富山県議会議事録」、

「明治25年富山県報」がある。私的な文書としては、当時、常願寺川左岸、上新川郡嶋村大字日俣村に住んでいた嶋田武吉(1851(嘉永4)年～1898(明治31)年)が遺した史料がある。彼は広い区間にわたり工事を請け負った佐藤組(現在の佐藤工業株式会社)の協力者として、工事に参加した。この史料には、富山県側が作成した出来形調書、買上品明細書、消耗品報告書等や、業者側の請求書、領収書、人夫賃の下付願等の控えの他、当座帳(作業員の名簿、職種、出身地の記録)等が含まれている。また、当時の地元新聞である「北陸政論」も参考にした。

(3) 方面の位置を特定するにあたっての仮定条件

①河身改修計画の方面(工区)境の線引きには、嶋田史料のうち「Joguanji gawa Works made in 1892」縦44cm、横98cm、英文と和文が併記され、N°48と記されている図面によった。(写真-1)この図面は、和文の記述を追記したものと2通ある。この2通には、水流方向と河道横断方向に、別に作成された図面番号(plan n°)が記入されていることと、古い堤防を取壊し、新河道へ流れを変えた「23 July 1892」の記述があるので、各堤防の設計



写真-1 改修計画図の一部(嶋田史料より)

* keyword : 明治時代、常願寺川、志道政亮

** 正会員 株式会社ケイエステック

(〒930-0293 富山県中新川郡立山町鉢木220)

が終わり、新河道の供用後に作成完了したものである。
②上記史料で、New dykes(新堤防)と表示された堤防は、一部を除き原則として1基を分割し、2つの方面で担当しなかったと考える。その理由は、一基の堤防を分割して管理・発注すると、二つの方面の接続部で、工事中破堤した場合、監督者、施工者の責任の所在が不明確になる。また、堤防の設置位置での水流状況、地形、河床勾配を考慮し、各堤防は天端幅、断面形状、材料が異なり、工種も粗朶沈床、しがら工、柳枝工、石張り、粘土・割

石混合土、コンクリート根固等を巧みに組み合わせており³⁾、多種の特殊技能を有する作業員を必要としている。従って、施工の連続性を考えれば、一基の堤防を複数方面に分けることはなるべく避けたと考えた。

(4) 方面位置の特定

方面と地名・堤防名を関連付けて表れる史料名と記述内容を方面ごとに整理すると、表－1のようになる。第一方面から第四方面に関しては、主として佐藤組が施工し、嶋田武吉はその協力者として工事にかかわったので、

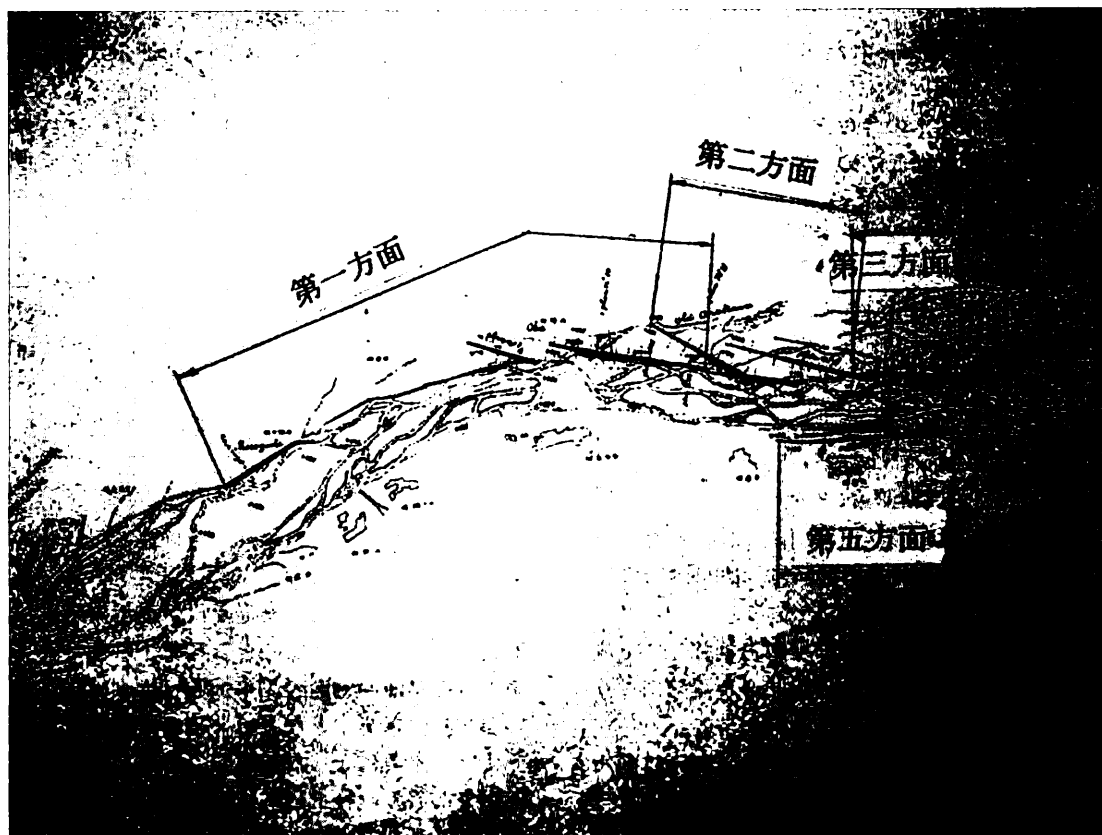
表－1 常願寺川改修工事の方面と地名・堤防名を記述する史料

方 面	主な史料名	文書名、日付等	史料に表現された方面と地名
第一方面	嶋田史料 嶋田史料 嶋田史料 嶋田史料 富山県政史 嶋田史料 嶋田史料	消耗品報告 直営人夫賃調 出来形 出来形控 県会第2巻414p 出来形調 出来形証明	第一方面 大場前、中川口前立会堤防工営所 大場前、中川口立会 第一 大場前、中川口前立会 第一方面 大場前、中川口前 第一方面中、馬瀬口、清水叉用水前後、中川用水前 大場前、中川口立会 大場前、中川口前立会工場に…第一方面監督長玉木伝十郎
第二方面	嶋田史料 嶋田史料 嶋田史料 嶋田史料 嶋田史料 嶋田史料 北陸政論	出来形 直営人夫賃調 出来形調 出来形 出来形控 第二方面出来形控 M25. 6. 14	第二方面、中川口前 佐藤助九郎 中川口 第二方面 中川口前 中川口前の諸色代、人足代 中川口前 大中島前 第二方面 大中島前中丁場同下丁場
第三方面	嶋田史料 富山県政史 北陸政論 北陸政論 嶋田史料 嶋田史料 嶋田史料 嶋田史料 嶋田史料	出来形調 県会第2巻p. 414 M25. 6. 14, 15 M25. 8. 9 直営人夫賃調 出来形証明書 第三方面出来形 出来形金支出調 出来形控	第三方面 大中島前、朝日前立会 第三方面監督長 第三方面中、最大堤防 第三方面 大中島前下丁場、朝日前上丁場…同方面朝日前上丁場にて 第三方面中、最大堤防 大中島、朝日立会 第三方面 大中島前、朝日立会 大中島前、朝日立会 大中島、朝日立会 大中島、朝日村立会
第四方面	嶋田史料 嶋田史料 富山県政史 北陸政論 嶋田史料 嶋田史料	直営人夫賃調 第四方面出来形控 県会第2巻p. 414 M25. 6. 14 出来形証明書 出来形調	朝日、一本木立会 朝日村、一本木村間 第四方面中、日俣、一本木 …第四方面 朝日前下丁場と日俣前… 四方面 朝日、一本木前 朝日、一本木村間
第五方面	嶋田史料 嶋田史料	出来形金支出調 積算残工費調	日置、利田立会 字日置、利田立会
第六方面	北陸政論 北陸政論 北陸政論 嶋田史料	M25. 8. 13 M25. 9. 8 M25. 10. 25 出来形調	第六方面は……水下となる上新川郡宮成村 ……第六方面 一本木前…… 第六方面、柴草前の堤防工事は… 町袋、宮成新立会
第七方面	県議会議事録 北陸政論	M25 年 p. 153 M25. 7. 23	……第七方面、即ち宮成前の…… 町袋村以下六ヶ村は1万9千円余で落札……
第八方面	位置を示す史料不明		

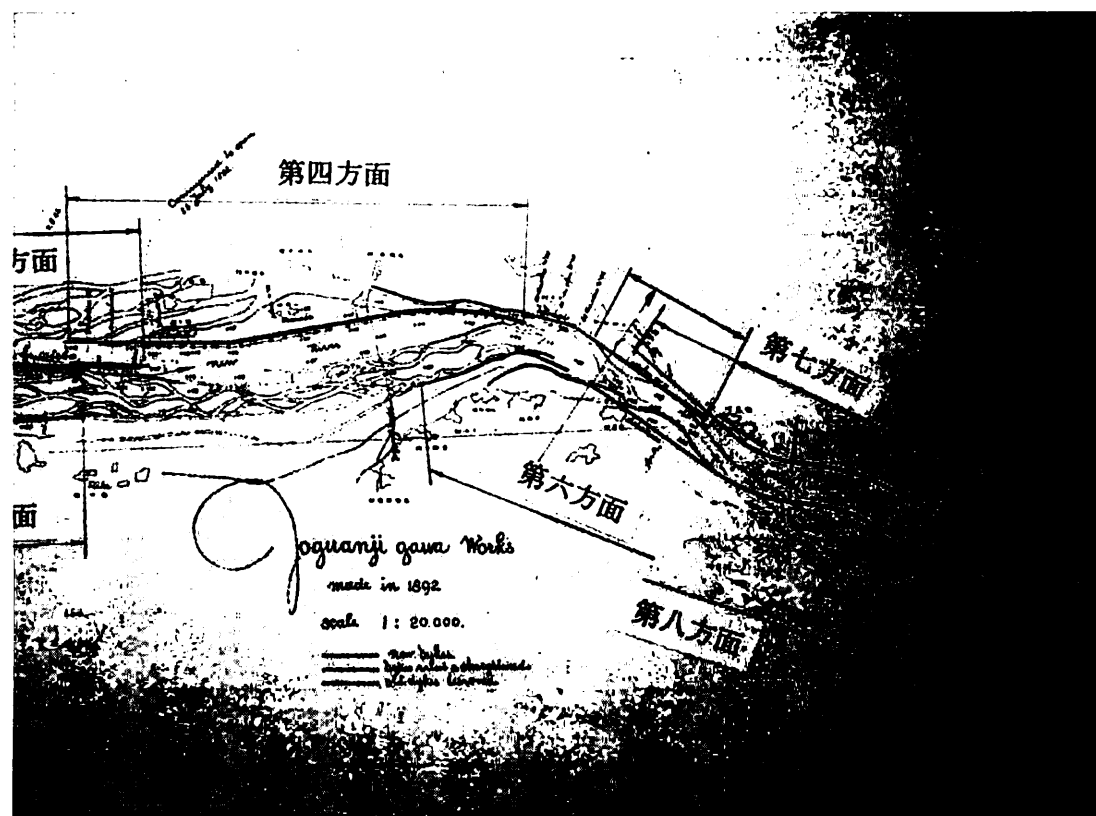
史料も多く、表一以外にも史料が残されている。しかし、第六方面から第八方面にかけては、嶋田武吉のかかわりが無かったので、史料が少ない結果となった。

表中、「…村…村立会堤防」という表現は、嶋田史料に

しか表れない。また、村名が一つのときは「立会」という文字は使用していない。したがって、古語の「行き交う」という意義にあるように、二つの村の前を結んだ堤防という意味合いで使われているようである。



写真一2 方面（工区）の推定位置 常願寺川中流部（嶋田史料改修計画図に加筆）



写真一3 方面（工区）の推定位置 常願寺川下流部（嶋田史料改修計画図に加筆）

前項の仮定に基づき、各史料に表れる地名から方面を判断し、嶋田史料の「Joguanji gawa Works made in 1892」に「方面」を記入したものが、写真-2,3である。

① 第一方面：左岸の新堤防で、改修図で new dykes とある馬瀬口前、大場前、荒川口の dykes raised & strengthened（嵩上、補強された堤防）と記された堤防の上下流を、新しい堤防で接続した堤防を含む区間

② 第二方面：左岸の用水の合口化により、支川の旧荒川を閉鎖して設けられた新堤防の区間と、大堤防の上流部で plan n°5 と記述された箇所。嶋田史料では第二方面に大中島前が、度々記述されている。

③ 第三方面：左岸の高嶋新村前、大中嶋村前の旧堤防の不連続部をクランクで接続した堤防で、Otebo（大堤防）と記されているかぎ堤。堤外に残された旧堤防は、取毀され new river（新河道）への流入部となった。

④ 第四方面：左岸の朝日村、日俣村を経て一本木村に至る、Asahi と記述され、水制が設置された連続堤防。朝日村前から new river（新河道）となり、河道が西方に移されたので、新堤防は旧堤防より引いて作られた。改修計画図には、堤外に残された旧堤防は、1892(明治25)年7月23日に取毀、と記述されている。

⑤ 第五方面：右岸の日置村前の旧堤防を補強して上流側に新堤防を接続した plan n°3 の堤防。新堤防により堤外に残った旧堤防は取毀された。

⑥ 第六方面：常願寺川の狭窄箇所であり、左岸は向新庄村から一本木村前迄の嵩上げ・補強された堤防に、一本木前から町袋前までの新堤防が接続された区間。右岸は、二杉村前の嵩上げ・補強された旧堤防と、それに接続する芝草村前までの新堤防の区間で、Shibakusa と表示されている堤防。この区間の狭窄部の旧堤防は取毀された。

⑦ 第七方面：左岸の新堤防。町袋村以下六ヶ村とあるの

で、宮成村前から町袋村前、下流河口までの Machibukuro と表示された連続堤防。1892(明治25)年7月20日の北陸政論掲載の富山県内務部の入札広告、町袋以下六ヶ村の変更堤防工事は、この方面を指すと考えられる。

⑧ 第八方面：この方面について記述した史料は不明である。旧河道は、河口より3km付近で大きく東方向に蛇行していたので白岩川と分離し、直線化され、左右岸に新堤防が設けられた。各史料に現れない空白部の地名、即ち、右岸、芝草村から下流の新保村、辻ヶ堂村前の連続堤防が第八方面と推定される。上流部の第六方面との工区境は不明である。また、河道を直線化し、白岩川と分離するためには、右岸の水橋町大字新保村・辻ヶ堂村、左岸の針原村大字野中村・横越村等の土地を収用する必要があったが、この地域に土地収用法が適用されたのは、富山県報によると1892(明治25)年4月13日の公告であり、第八方面監督長の発令時期との整合性からも、その可能性が高い。

(5) 方面特定結果の問題点

史料に表れた地名と堤防名を根拠に工区の特定を試みたが、第二と第三方面、および第六と第八方面との区分が明確でない。また、交通手段が徒歩の時代なのに、方面長の兼務が多かったことを考慮すると、第二、第三、第五方面が他の方面の工事区域と比べ小さく、広さに違いがありすぎることも今後の検証を要する。

また、不要になった旧堤防の取毀しを担当した方面が不明である。今後、さらに河川工学的な視点での考察を加え、これらの疑問を解決したい。

3. 無名技手志道政亮について

(1) 工事に参加した技術者たち

工事には、富山県職員に加え、工事掛長として、内務省技師高田雪太郎（後に富山県に転籍）が就任した。副

表-2 任命された方面監督長の一覧（富山県報 1892(明治25)年をもとに作成）

方 面	監督長名と発令日（M*.*. *は発令日:明治*年*月*日を示す）			
第一方面	M25. 2. 3 第三区土木監督署技手 玉木伝十郎			
第二方面	M25. 2. 3 第二区土木監督署雇 吉田次郎	M25. 2. 26 技手 志道政亮	M25. 6. 3 雇 天野八次郎	M25. 7. 25 技手 志道政亮
第三方面	M25. 2. 3 第六区土木監督署技手見習 阿形謙吉	M25. 2. 12 雇 野口久蔵	M25. 2. 19 技手 志道政亮	
第四方面	M25. 2. 3 雇 野口久蔵	M25. 2. 12 土木監督署技手見習 阿形謙吉	M25. 6. 3 雇 竹林一致	M25. 7. 25 技手 志道政亮
第五方面	M25. 2. 19 雇 野口久蔵			
第六方面	M25. 5. 4 雇 大迫隆美			M25. 10. 26 技手 志道政亮
第七方面	M25. 6. 11 雇 並河常太郎			
第八方面			M25. 7. 25 雇 天野八次郎	M25. 10. 31 技手 志道政亮

長に第六区土木監督署技手米倉可直、各方面監督長に各地の土木監督署から玉木伝十郎、阿形謙吉、吉田次郎等が招聘された。また、京都府からは、技手志道政亮、渡辺鈍哉等も加わった⁵⁾。他にも、富山県知事が、第三区土木監督署長小柴保人と相談し、山形県知事に石積みの堅堤法（直江兼継が最上川で行った石積みの直江堤を指すと推測される）の技術に詳しい、三浦吉勝技手の借用を申し込んだ⁶⁾。彼らの協力により、1891(明治24)年12月から1893(明治26)年3月迄の短期間で工事を遂行できた。しかし、デ・レーケと内務省の技師高田雪太郎以外は、実務面で二人の計画を遂行した功績にもかかわらず、その名前がほとんど知られていない。その中の一人、志道政亮は、デ・レーケ来県以前から常願寺川の河身測量に携わり、工事最盛期には、表-2で示すように、複数の方面(Ⅰ区)を担当した。

ここでは、複数の方面を兼務した、無名技手、志道政亮の明治時代ならではの波乱に満ちた半生を紹介する。

彼の経歴については、富山県公文書館蔵の『転任退官判任官履歴・富山県』に収録されている「富山県技手志道政亮」(以下史料甲と称する)の記録と、国立公文書館蔵の内閣文庫富山県史料22のうち「山口県土族志道政亮履歴書」(以下史料乙と称する)を辿ることとする。なお、引用する史料甲の記載部分については、富山県公文書館でその所在を知り、内容を問い合わせた同館の確認を得たものである。写真-4はその一部である。

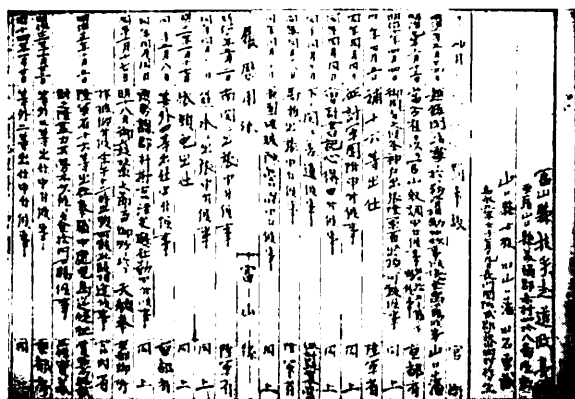


写真-4 志道政亮の履歴書(富山県公文書館提供)

(2) 志道政亮のよみかたと生い立ち

志道は、国会図書館蔵の1883(明治16)年富山県職員録によれば、山口県土族とある。幕末の長州藩の志道姓には第一次征長のとき、長州の三家老の首を広島征長総督府にもたらし、恭順の意を伝えた寄組(永代家老職に次ぐ上仕)の志道安房(しじあわ)がいる⁷⁾。また、山口県史史料編幕末維新3に収録されている「慶応二丙寅日記」には、諸隊の長に志道隼人、志道備中、志道上野の名前がある。政亮もまた志道家一族と考えられ(しじまさすけ)と称していたと推測され、同書解説によれば、40石以上の大組(中仕上等)の身分と推測される。史料甲によると、旧名を勇蔵といい、1852(嘉永5)年に長門国阿武郡萩田畑村(現在の山口県萩市)に生まれ、原籍は美祢郡赤村(萩と下関、宇部等を結ぶ交通の要所、現在

の山口県美祢郡美東町赤と推定)とある。

(3) 志道政亮の山口県、陸軍省、京都府時代

史料甲と乙によれば、萩藩生まれの彼は、萩藩士として1868(慶応4)年に起こった戊辰戦争のうち、1868(慶応4)年の越後の中・北部での北越戦争に長州藩士として出征し、越後を転戦した。長州藩の『諸隊惣人員帳』の第一遊撃軍好義隊小遣に「勇蔵」の名がある⁸⁾ので、16歳での出征となる。長州藩の1869(明治2)年12月の『常備軍規則』に「勤仕中16歳より30歳を限ル、士官廉あるものニ非ずんハ40歳を越ゆるをゆるさす」とあり⁹⁾、最年少で戦場に赴いた。この功績により、山口県から明治2年3月24日に「越後国諸処於テ粉骨相勵神妙事候依而金百円下賜候事」と表彰された。凱旋後、山口県の命により、明治4年2月26日、現在の大部分県日田市、天領であった日田県(後に大部分県に併合)に出張した。

当時、日田県は政情不安であった。その原因は、1869(明治2)年、長州藩が戊辰戦争から凱旋した5千余人の諸隊を解散し、常備兵を2,250人に精選したが¹⁰⁾、それを不満とし、諸隊脱藩騒動が発生した。元長州藩士大楽源太郎は、その首謀者と疑われたため九州へ潜行した。

1870(明治3)年10月頃から彼の一派が、日田県庁を襲撃するという噂から、日田県内は動揺していた。また、同年11月には、6~7千人の農民による日田騒動、竹槍騒動が発生した。翌1871(明治4)年3月には大楽が暗殺された。このため、政府は四條隆調少将を2月と3月の2度にわたり日田に出張させた¹¹⁾。また、同年4月23日太政官布告により西海道鎮台本営を小倉に、その分営が博多と政情不安な日田に設置された¹²⁾。志道政亮は、常備兵に選任されていたので、この時期、日田に派遣されたと考えられる。1868(慶応4)年、天皇守衛のため、軍防局に、主に長州藩から兵を出し御親兵が置かれた。

1871(明治4)年4月28日、兵部省布告第26により薩摩、長州、土佐藩が供出した6千人余をもって御親兵を組織し、4月から6月にかけて上京した¹³⁾。帰藩した志道は、同年5月14日、御親兵に任命され上京した。歩兵は一番大隊から九番大隊まで、砲隊は一番砲隊から六番砲隊まで編成された。長州藩は五、六、七番大隊を受け持った。翌年3月10日、御親兵は近衛兵と改称された¹⁴⁾。ちなみに、1869(明治2)年に式伝習所で練兵伝習を受けた乃木希典は1870(明治3)年7月から御親兵の練兵掛を務めた¹⁵⁾。

志道は退役後、京都府に1876(明治9)年11月13日、日給50銭で雇として採用され、官山取調を命じられた。

1877(明治10)年2月15日に西南戦争が始まり、大阪に征討軍事務所、神戸弁天浜に運輸局、会計本部が置かれ兵士、軍需物資の兵站基地となった¹⁶⁾。その神戸の陸軍省に、1877(明治10)年4月4日に京都府から出張を命じられ、翌日に陸軍省の補十六等出仕(最下級)となる。同日、陸軍省征討総督本営から征討軍団附の辞令が発令された。志道政亮、この年25歳、北越戦争に続き西南戦争に参加することになる。

当時、総督本営は福岡の勝立寺におかれていた¹⁷⁾。彼

の役目は、陸軍省第五局の会計書記心得であった。この頃、簿記の複式化の動きが盛んで、1873(明治6)年7月に創業の第一国立銀行を皮切りに、大蔵省、文部省、熊本鎮台は金銭出納の記帳に複式簿記を採用した。陸軍省第五局は、会計を掌り、『鎮台所属会計部小目問答』を1876(明治9)年6月に発行して複式簿記を進めた¹⁸⁾。志道政亮は戦場ではなく、後方支援任務により複式簿記に接する機会があったと思われる。

その後、征討総督本営の命で下関へ出張となった。当時、下関には陸軍省の運輸局があり、征討軍の各旅団に物資を供給していた。また、ここで軍需品の購入も行っていた¹⁹⁾。下関勤務の後、陸軍省から、西南戦争の激戦地であり西郷隆盛の末弟、西郷小兵衛が戦死した²⁰⁾高瀬へ出張を命じられた。高瀬は、現在の熊本県玉名市。乃木希典は同年4月9日、近くの植木で二度目の負傷、高瀬の病院に入った²¹⁾。高瀬から熊本へ通ずる田原坂で激戦となり、田原坂下の木葉村の寺院と民家に官軍の大包帯所(救護所)が設立された。

この地で、同年5月から日本赤十字社の前身、博愛社が救護事業に着手した²²⁾。志道政亮は、この高瀬で軍団被服陣営課付となり、被服や陣営具を担当した。高瀬での勤務の後、南の関へ出張を命じられた。南の関は、現在の熊本県玉名郡南関町で、江戸時代から参勤交代の街道として交通の要所で、西南戦争時には、政府軍の本営と臨時野戦病院が置かれた²³⁾。

1877(明治10)年7月3日、熊本出張となる。この時期には熊本城を攻める薩摩軍の包囲が解かれ、政府軍の籠城は終わっていた。このように志道政亮は、非常に重要な西南戦争の各拠点を巡回したことになる。

終戦後の1878(明治11)年1月17日、陸軍省を依願免出仕となる。そして、同年2月8日、再び、京都府に戻り、等外四等出仕、庶務課郡村掛宮津支庁在勤となる。

同年10月17日、「御発遣之節当御所ニ於テ天顔奉拝被仰付候条午一二時出頭可致候此段相達候事」として京都御所宮内省の呼び出しを受ける。発遣(はつれん)とは天皇の御出立のことで、宮津支庁勤務の志道がなぜ御所に召されたかは不明である。その後、1879(明治12)年10月5日、「陸軍省十六等出仕奉職中、鹿児島逆徒征討の際、尽力その労少なからず」として、賞勲局総裁三条実美から表彰され、金10円を下賜された。同年同月23日、等外三等出仕に昇格、1881(明治14)年1月20日、等外二等出仕となり、同年5月6日には、京都府租税課地理掛附属となる。

租税課在勤時、当時の京都府知事北垣国道の信任が厚い嶋田道生の補助として、細田信道、渡辺樵菴とともに疏水工事計画の測量に携わり、琵琶湖疏水記念館に展示されている1883(明治16)年4月完成の『從滋賀県近江国琵琶湖至京都通水路目論見実測図』の作成に係わった。後に、その精度の高さが賞賛された実測図に彼の名が記載されているが、二つの履歴書には記録されていない。

彼の上司である嶋田道生は、北海道で米国人に測量を学び、北海道各所を測量した。また、嶋田は1881(明治

14)年、熊本県六等属を兼任して疏水調査し、琵琶湖湖面の水量の増減を視測する量水標を、滋賀県下三保崎に建設した。1882(明治15)年には、高知県六等属を兼任し、琵琶湖疏水線路を測量し、後に京都府六等属に専任した。1883(明治16)年には、福島県猪苗代、宮城県下、野蒜港の工事の実況を調査している²⁴⁾。

志道政亮にとって、常願寺川河身改修工事で発揮した土木技手としての技倆は、京都府租税課地理掛勤務時代に、当時の最新測量技術を習得している嶋田道生の補助として、琵琶湖疏水線路の測量に従事したことにより会得できたと考えられる。また、兵卒としての数々の職種の戦場経験が、雪国富山での忍耐を必要とし、かつ、多額な工事費の経理処理を必要とされた現場責任者の資質を培ったと思われる。1883(明治16)年6月16日、「富山県ニ採用ニ付当地該県令止宿所エ出頭可致候事」と命じられ、琵琶湖疎水工事の着工前に京都を去る。

京都市参事会は、1890(明治23)年に琵琶湖疎水工事に従事した、田辺朔郎、嶋田道生、細田信道等60数名の職員に彰功状と金員や時計を贈ったが、1885(明治18)年6月2日の琵琶湖疎水工事の起工式前に、富山県に移った志道政亮は、実測図の作成に加わったにも拘わらず、工事関係者として記録されず、また、表彰の対象にも入らなかった²⁵⁾。

(4) 土木技術者として活躍した富山県時代

彼が琵琶湖疎水工事から離れ、京都府職員から富山県職員になった経緯については不明である。可能性の一つとして考えられるのは、志道政亮と当時の富山県令国重正文との関係である。

1876(明治9)年4月18日に加賀・能登・越中を併合して石川県となったが、1883(明治16)年5月9日、分県して富山県が生まれた。そして同日に、京都府大書記官で山口県士族国重正文が富山県令に任命された²⁶⁾。

前出の『諸隊惣人員帳』によれば、国重の通称名「国重篤治郎」²⁷⁾が長州藩千城隊東光寺正義士名録の榎本組にその名を連ねていることや²⁸⁾、先に述べた諸隊の脱藩騒動のおり、脱藩諸隊が萩を襲来するとの情報に対して、それを防ぐ戦闘準備した若手に国重篤治郎の名があり²⁹⁾、日田県へ出張した志道と同じ立場にあった。戊辰戦争では、東国では薩摩藩、北国では長州藩が主力と評され、政府軍と長岡藩の戦いである北越戦争では、長州藩の国重が属する千城隊と志道が属する遊撃隊の働きが際立っていた³⁰⁾。

また、国重は1871(明治4)年8月から京都府に勤務しており、志道政亮が京都府に採用された1876(明治9)年11月には、京都府参事であった³¹⁾。このようなことから、国重と志道は長州藩兵、京都府時代を通じて接触した機会は幾度かあったと推測される。そして、京都府在籍時に琵琶湖疎水工事の測量における志道政亮の経歴と力量を知っていた国重は、着任1ヶ月後に富山県に呼び寄せたとも考えられる。また、出頭先が赴任先の県の機関ではなく、県令の止宿所であり、ここは国重が自費で現在の富山市奥田に建てた私邸であるのも奇妙である。ちな

みに、志道政亮より1日早い、1883(明治16)年6月15日に、後に常願寺川改修工事期間中、第二課第二分掌長と県会議案答弁委員を務め、志道政亮の上司になった岸正形も京都府から富山県に移っている³²⁾。

1883(明治16)年6月、志道政亮は京都府では等外二等であったが、富山県では、等外一等出仕で採用される。

同年7月7日、測量器械買上のため東京へ出張して、測量器械の調達を行う。総工事費125万円の琵琶湖疎水工事では、1882(明治15)年から大津・京都間の測量を始め、工事の終わりまでに費やした測量費は、1万8千円で内、測量器械費は3千円であった³³⁾。レベル、トランシットの測量器械が国産化されたのは大正初期であり、当時は輸入品が使用された。価格は、1895(明治28)年の記録でアメリカ製トランシットが385円、レベルが230円と高価であった³⁴⁾。県内の各河川の正確な測量図を必要としていた富山県は、測量機械の購入の必要が高まり、琵琶湖疎水工事で使用経験のある志道政亮に購入を任せたと考えられる。

その後、1884(明治17)年1月9日、富山県十等属に任ぜられ、土木課地理掛、第二部土木課係、国道改修委員等を歴任し、1886(明治19)年8月18日、判任官九等に叙せられた。

1888(明治21)年5月19日、富山県九等技手となり、初めて技手の肩書を得た。二つの履歴書には何故か記録されていないが、富山県報によれば、1889(明治22)年6月4日、常願寺川河身測量のための出張を命じられている。富山県立図書館が所蔵する富山県作成の「常願寺川実測平面図」には、朱書きでデ・レーケの計画図に近似の新しい堤防が書き込まれている。志道政亮の最初の測量図をもとにして、デ・レーケ、高田雪太郎の指導で追加の測量と計画を朱書きしたものではないだろうか。

続いて、判任官五等、第二治水区副主任となり前述の表一2の各方面監督長を歴任した。写真一5は、彼が第三方面監督長在任時の1892(明治25)年7月19日から7月25日までの7日間の出来形証明書の一部である。



写真一5 第三方面の出来形証明書(嶋田史料より)

1894(明治27)年12月1日、第二区土木事務所(前年、12月土木事務所規定により第二治水区を改称した。当時の富山市、上新川郡、婦負郡、常願寺川、神通川を管轄

した)主任となるが、1895(明治28)年7月21日、富山県を依願退職する。43歳での富山県退職となる。当時、富山県は技師1人(高田雪太郎)、技手8人体制であった³⁵⁾ので、彼の退職は河川の氾濫対策に悩み、現場技術者が不足していた当局にとっては痛手だったと思われる。

志道政亮が退職した理由としては、1895(明治28)年7月、常願寺川利田前工事で、まだ工事が完成していないのに検査の際、完成したとみなして、業者に費用を全額支払ったことが問題になった。この件については、内務省へも報告されたようであるが、その草案には、土木事務所主任の志道の責任については言及されていない³⁶⁾。この史料は、提出された本文ではないが、後に処分を受けていないので、ほぼ文案通り報告されたと推察される。

しかし、上司としての責任をとったのか、富山県を依願退職した。

1895(明治28)年8月16日の富山県報には「常願寺川通字利田前修堤工事出来形検査ノ際未タ人形セサル材料ニ対シ人形調整シタルハ職務上不都合ニ付月奉三分一ノ罰俸ヲ科ス」とし、県属1名と、雇2名の懲戒処分を、また、「事実ヲ誤リタル旬報ニ検印シタル上進達シタル段職務上不都合ニ付譴責ス」として、雇1名の処分を掲載した。同日の県報には、元富山県技手となった志道政亮に対して「在官11年以上ニ付金137円50銭下賜」の辞令をも掲載している。地元新聞では、志道は退任後、新潟県に採用されたと報道した³⁷⁾が、当時の新潟県職員録等公文書による確認は出来なかった。

(5) 志道政亮の評価

志道政亮の人生は、幕末の長州藩に生まれたことから、激動の明治期における数多くの重要な場面にかかわりをもった。十代で北越戦争に、続いて混乱の日田県へ、西南戦争では、戦略的に重要な各拠点に派遣された。

国土の建設時代には、日本の近代化の礎となった琵琶湖疎水工事、常願寺川改修工事にかかわった。また、彼自身のスキル面から見れば、新しく設けられた御親兵として近代の軍事訓練を受け、陸軍では、会計を掌る第五局に配属された。土木技術に関しては、正規の土木教育を受けていないにもかかわらず、北海道の開発と琵琶湖疎水工事で功績があった嶋田道生に倣い、近代の測量技術を習得した。

富山県では、荒廃急流河川の治水工法をオランダ人技師デ・レーケと工部大学校卒業の内務省技師高田雪太郎のもとで実践し、常願寺川の河身改修工事の実務面から貢献した。また、デ・レーケ来県前に、常願寺川を測量し、地形をよく理解していたので、幾つもの方面監督長を兼務できたと考えられる。

4. おわりに

明治期の常願寺川河身工事については、莫大な損害を発生する水害の歴史と莫大な国庫補助が投入された富山県の財政事情の視点から論ぜられることは多かった。しかし、土木行政と土木技術教育が未成の明治の初期において、具体的にどのようにして工事が遂行されたのかを

論じられることが少ない。ここでは、合口用水工事を除く本川の8方面の特定を試みるとともに、複数工区を担当した長州藩出身の技手志道政亮の経歴を研究した。方面の特定については、今後も、多くの史料を調査し、より精確なものにしてゆきたい。工事に従事した技手の一人、志道政亮については、彼の履歴書に従い、その背景を幾つかの歴史書と対比することにより、彼に課せられた使命、経験と、それに取り組む人柄を探ろうとした。

しかし、私生活面での志道政亮については解明できず、生活感の無い無機質な人物紹介となり、血の通った人間像を描くことは出来なかったが、常願寺川改修工事に携わった無名技手の半生を紹介出来たと思う。また、他の技手にも、当時の現場土木技術者がどのように育成されたのかを考えると、参考となる人物が存在したと考えられる。

本稿の執筆にあたっては、富山県公文書館の皆様には史料の収集で、大変お世話になりました。紙上を借りて謝意を表します。

参考文献

- 1) 建設省立山砂防工事事務所編:『立山砂防七十年のあゆみ』, p36, 1997年.
- 2) 立山町:『立山町史下巻』, p. 951, 1984年.
- 3) 拙稿:「実務面から見た明治期の常願寺川改修工事」, 土木史研究講演集 Vol. 29, p. 28, 2009年.
- 4) 山本晃一:「デ・レーケの常願寺川改修計画と工法」, 建設省富山工事事務所編:『常願寺川治水史』, pp. 189~209, 2000年.
- 5) 京都府総合資料館蔵、村上勘兵衛:『京都府職員録』, 1881年2月1日改と国立公文書館蔵、内閣官報局:『職員録(2)富山県』, 1892年.
- 6) 富山県公文書館蔵、「明治24年知事上京書類及雑書」のうち「技手派遣の件」.
- 7) 宮崎十三八他:『幕末維新人名事典』, 新人物往来社, p. 122, p. 477, 1994年.
- 8) 山口県:『山口県史 史料編 幕末維新6』, p. 969, 2001年.
- 9) 前出 8), pp. 921, 922.
- 10) 萩市史編纂委員会:『萩市史第二巻』, 萩市, p. 61, 1989年.
- 11) 大分県編:『大分県史近代編1』, 大分県, p. 95, 1984年.
- 12) 内閣官報局:『明治四年法令全書』, 太政官布告第200.
- 13) 秦郁彦編:『日本陸海軍総合事典』, 東京大学出版会, p. 734, 2005年.
- 14) 前出 12), 兵部省布告第26および同書明治5年 陸軍省布告第23.
- 15) 黒木勇吉:『乃木希典』, 講談社, p. 710, 1978年8月31日.
- 16) 圭室諦成:『西南戦争』, 至文堂, p. 207, 1958年.
- 17) 旧参謀本部編纂、桑田忠親監修:『維新・西南戦争』, 徳間書店, p. 56, 1966年.
- 18) 一橋大学付属図書館ホームページ.
- 19) 前出 16), p. 207.
- 20) 前出 (17), pp. 79, 80.
- 21) 松下芳男:『乃木希典』, 吉川弘文館, p. 30, 1960年.
- 22) 藤巻左門:『日本赤十字社発達史』, 帝国廃兵慰籍会, p. 134, 1906年.
- 23) 前出 (17), p. 126.
- 24) 京都市編:『京都の歴史8 古都の近代』, 学芸書林, pp. 153, 154, 1968年.
- 25) 京都市参事会:『琵琶湖疏水要誌』, pp. 188-192, 1890年.
- 26) 富山県議会:『富山県議会史第一巻』, p. 167, 1977年.
- 27) 国立公文書館蔵、内閣文庫:『勅奏任官履歴書 京都府』.
- 28) 前出 8), p. 984.
- 29) 前出 10), p. 65.
- 30) 徳富猪一郎(蘇峰):『明治天皇御宇史北越戦争編』, 明治書院, p. 100, 104, 217, 1944年.
- 31) 前出 27)
- 32) 国立公文書館蔵、内閣文庫:『富山県史料 21 京都府士族 岸正形履歴書』.
- 33) 田辺朔郎:『琵琶湖疎水誌』, 丸善, p. 14, 1920年.
- 34) 永平・川合編:『近代日本と物理実験機器』, 京都大学学術出版会, pp. 304, 305, 2001年.
- 35) 国立公文書館蔵:『富山県職員録明治28年11月』.
- 36) 富山県公文書館蔵, 明治28年7月30日「常願寺川利田前堤防工事始末内務省県治局長及土木局長へ通報案」.
- 37) 北陸政論、1895年7月26日.